



遺言書を作る Part2

法テラス八雲法律事務所 弁護士 椎谷 玲香
(函館弁護士会所属)



■ 広報9月号で、遺言についてご紹介したところ、もう少し詳しく知りた
いという問い合わせを頂きました。そこで、今日は、遺言についてもう
一歩踏み込んで、遺言書を作成するとどんなことができるのかについて
お話させていただきます。

■ そもそも、遺言書がない場合、相続はどうなるのでしょうか。この場
合、法律に定められた相続の割合(法定相続分)に従って、各相続人に
相続されるのが原則です。ただし、相続人全員の合意があれば、法定相
続分とは違う相続のやり方、例えば、亡くなった方の子ども達のうち
たった一人だけが全てを相続する、といったことも可能です。各相続人
の法定相続分は、亡くなった方に子どもや配偶者がいたかどうか、両親
が存命であるか、兄弟が何人いるのか、といった個別の事情によって変
わりますので、弁護士などの専門家にお問い合わせください。

■ では、遺言書がある場合、相続はどうなるのでしょうか。この場合、法
定相続分よりも、遺言書に書かれている内容が優先されることになりま
す。また、本来相続人ではない人に対し、相続財産の全部または一部を
贈ること(遺贈)もできます。ただし、相続人全員の合意がある場合な
ど、遺言書とは違う相続のやり方ができることもあります。

■ 自分が亡くなった後、こういうふうな相続してもらいたい、あるいは、
相続人ではないけれどもお世話になった人に財産を贈りたい、といった
場合には、遺言書を作成しておいた方が良さそうですね。遺言書の内容
を決めるときには、後々のトラブルを防ぐために注意しなければならな
い点がありますので、弁護士などの専門家にぜひご相談ください。

■ さて、今回ご紹介した遺言にまつわる相談のほか、当事務所では、各種
法律相談を受け付けています。一定の要件を満たす方については、3回
までの無料法律相談や、ご自宅・入所施設等への無料出張相談も実施し
ていますので、少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ
「法テラス八雲法律事務所(☎050-3383-8366)」まで相談予
約のお電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所(☎
050-3383-5563)」でも、ご相談を承っておりますのであわせ
てご利用ください。

八雲警察署からお知らせ

冬の事故を防止するために守りましょう!!

■ 落氷雪、除雪等作業中の事故防止

- 1 早めの氷雪下ろしを
氷雪が屋根からせり出している軒下などは、危険ですので近づかないようにしましょう。
- 2 雪下ろし等の作業は複数かつ安全確保
作業時は、補助者を置くなど複数で行うとともに、転落防止や万一のときに備え、万全の措置を講じ、自身の安全を確保しましょう。
- 3 除雪機に注意
作業に適した服装を着用し、衣類を巻き込まれないようエンジンを掛けたままの作業は絶対にやめましょう。

■ これからの時期、忘年会シーズンとなるため飲酒運転の根絶

- 1 飲酒運転は悪質で重大な犯罪!
二日酔いでの運転も「飲酒運転」です。少しでも身体にアルコールが残っているようなら、運転は絶対にやめましょう。
- 2 飲酒運転は、運転者以外にも処罰の対象!
車を運転する恐れのある人にお酒を提供したり、お酒を飲んでいる人に車を提供したり、飲酒運転の車に同乗すると、たとえお酒を飲んでいなくても処罰の対象になります。
- 3 「ハンドルキーパー運動」で飲酒運転を防止!
仲間と車で飲食店に行く場合、あらかじめお酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が仲間を自宅まで送り届けましょう。
- 4 飲酒運転情報の提供!
北海道警察HP上に「飲酒運転ゼロボックス」を開設していますので、情報の提供をお願いします。

【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110